

Partner's public relations magazine

2013年7月発行

Vol. 6

パートナーズ 会報誌

◆贈与税改正のポイント

教育資金の一括贈与

◆コラム～2012年分確定申告、納税人員が増加

◆消費税改正の注意点

工事請負契約の『経過措置』

◆税理士法人パートナーズは経営革新等支援機関に認定されました

価格0円(税込み)



事務所紹介

税理士法人パートナーズ 山陰支社

<http://www.zei-partners.com>

岡山はもちろん、中四国を全面カバー。 お客様のニーズに迅速に対応できる体制を整えております。

いつもパートナーズ会報誌をご愛読頂き、誠にありがとうございます。

早いもので本年も折り返しを迎えることとなりました。弊社、税理士法人パートナーズでは例年、一年の前半が確定申告と年度末決算のお客さまの申告処理で費やし、後半の半年を、前年の確定申告の反省を活かして業務面の効率化を図ることに費やしております。繁忙期が終わり現在は行き届かなかった細かなサービスを再開し、さらにお客さまからのご相談にも対応させて頂いております。お悩みやご相談とは最寄の支社へ、お気軽にお申し付けくださいませ。

パートナーズ会報誌をご覧いただきありがとうございます。

昨年会報誌で初めてご挨拶させて頂いたのが今回と同じ七月号でした。この一年間いろいろな出来事がありました。パートナーズ参加、支社移転、本社へ単身赴任しての確定申告…そして、この度五月に、パートナーズ三ヶ所目の拠点となる松山支社を開設いたしました。山陽川本、四国柳井、山陰川原を今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、税理士法人パートナーズは六月～八月にかけて中四国全域で

また税理士法人パートナーズでは五月に愛媛県松山市に支社を開設しました。昨年の山陰に続いて、四国のお客さまに、より迅速な対応サービスのご提供ができる体制にしていきたいので、松山支社をよろしくお願い致します。

【岡山本社】



代表社員：川本 洋

セミナー&個別相談会を開催いたします。

当日は通常の税務相談に加えて、それ以外にも、役立つ情報をお伝えできるように準備しております。ご興味のある方がいらっしゃいましたらぜひ最寄の支社へお問い合わせください。お待ちしております。

【松山支社】

松山支社開設しました！

パートナーズ会員の皆様、初めまして。この度平成二十五年五月に税理士法人パートナーズ松山支社を開設させて頂くこととなりました、税理士の柳井崇延と申します。地元出身のため、愛媛はもちろん、四国の会員さまとお会いできる日を楽しみにしております。

私自身、県外の大手会計事務所での経験を経て、松山に戻って参りました。改めて自分が生まれ育った場所は居心地が良いと感じ、新しい発見などもあります。この松山での業務を楽しく、元気に、時に悩み、時に喜び、従事して参ります。以前は岡山本社から四国の皆様へのサービスということで、ご心配などをお掛けしたかと思いますが、今後は松山支社から迅速な対応ができるよう努めて参りますので、今後とも、何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ 松山支社
〒791-1111 愛媛県松山市高井町1150
TEL/FAX 089-968-1660



代表社員
山陰支社長
川原 康寛



代表社員
松山支社長
柳井 崇延

贈与税改正のポイント

教育資金の一括贈与

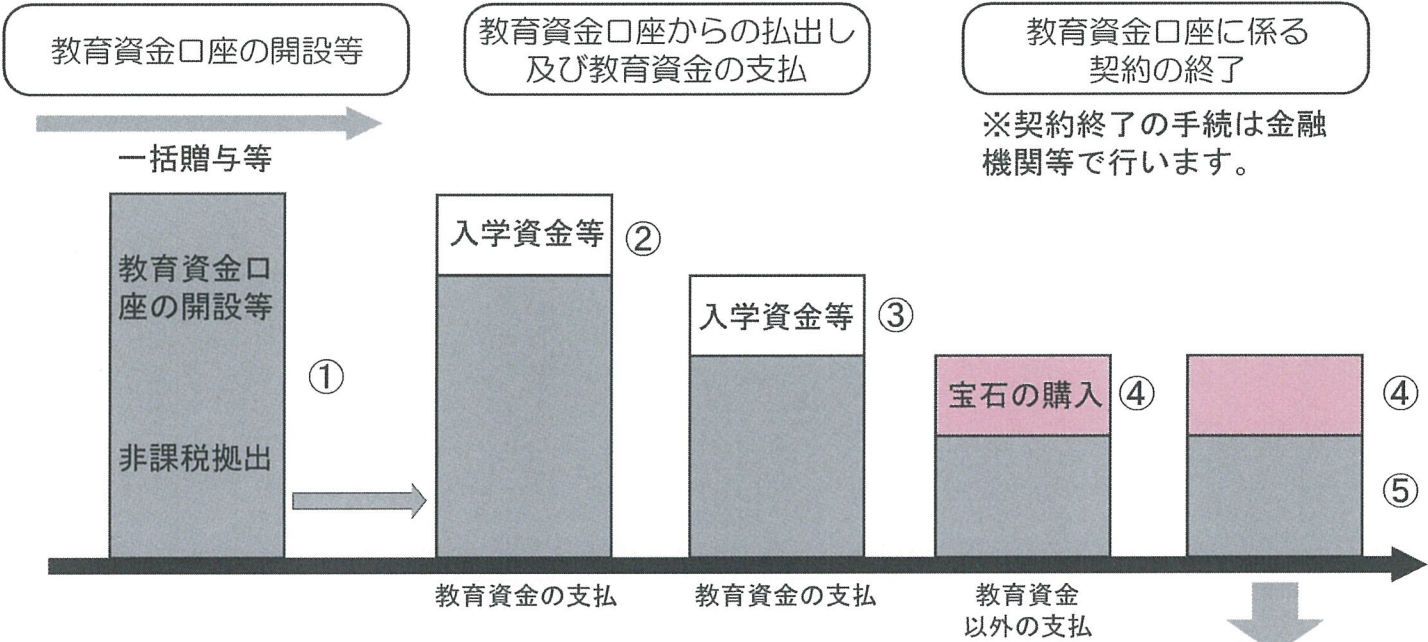
～祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし～

制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人(30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(祖父母など)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合(以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。)には、これらの信託受益権又は金銭等の価格のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額※1から教育資金支出額※2(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額(1,500万円を限度とします。)をいいます。
※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



制度の内容	1,500万円まで非課税		非課税拠出額－教育資金支出額〔(①－②－③)＝(④＋⑤)〕について贈与があったこととされる
	金融機関等での手続(税務署での手続不要)		税務署での手続
手続	教育資金非課税申告書を提出	教育資金として支出したことを証する書類(領収書等)を提出	贈与税の申告書を提出

1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日(通常は教育資金口座の開設等の日となります。)までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません(教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます)。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※金融機関等とは、信託会社(信託銀行)、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書などその支払の事実を証する書類等を、次の【1】又は【2】の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

【1】教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合

【2】左記の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※上記【1】又は【2】の教育資金口座の排出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

※上記【2】を選択した場合には、その年中に払い出した金額の合計額が教育資金支出額の限度となります。

3. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

(1)受贈者が30歳に達したこと

(2)受贈者が死亡したこと

(3)口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。((2)の事由に該当して教育資金口座に係る契約が終了した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。)したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。

教育資金とは？

※領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください。

(「2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い」を参照)

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など

② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。

〈イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの〉

③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など

⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

〈ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの〉

⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

※教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係へお尋ねください。

なお、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】にも教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。

コラム 2012年分確定申告、納税人員が7年ぶりに増加

国税庁が5月31日に発表した2012年分所得税等の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した人は、前年を1.5%下回る2152万5千人となり、4年連続の減少となった。しかし、申告納税額がある人(納税人員)は同0.3%増の608万8千人となり、微増ながら7年ぶりに増加した。納税人員の増加に伴いその所得金額も同2.8%上回る34兆6304億円と、6年ぶりに増加に転じた。

申告納税額は、前年を4.0%上回る2兆4019億円となり、2年連続の増加となった。これは、地価や株価の上昇で土地や株式などの譲渡所得が増えたことが影響しているとみられている。ただし、申告納税額は、ピークの1990年分(6兆6023億円)の約3分の1に過ぎない。なお、還付申告者数は、前年分から1.7%減の1257万3千人と減少に転じたが、申告者全体の約58%を占めている。

所得税申告者のうち、株式等譲渡所得の申告者は前年に比べ1.5%減の98万人4千人と3年連続で減少したが、うち所得金額がある人は同8.8%増の22万9千人、所得金額は同28.8%増の1兆4306億円とともに増加に転じた。これらの株式等譲渡所得の申告者を除く土地等の譲渡申告者は同6.4%増の42万9千人、うち所得金額がある人は同8.6%増の26万人、所得金額は同9.5%増の3兆562億円と、いずれも3年連続で前年を上回っている。

一方、贈与税の申告状況をみると、暦年課税を適用した申告者は前年に比べ3.2%増の39万1千人、うち納税額がある人は同6.9%増の28万9千人、その納税額は同6.4%減の1149億円と減少。1人当たりの納税額は同12.5%減の40万円となる。相続時精算課税制度に係る申告者は同6.1%減の4万6千人、うち納税額があった人は同5.7%減の3千人、申告納税額は同15.3%減の162億円。1人当たりの納税額は同10.1%減の539万円だった。

また、2012年分から改正された住宅取得等資金の非課税を適用した申告者は前年に比べ13.0%減の6万4千人、住宅取得等資金の金額は同7.2%減の6201億円、うち非課税の適用を受けた金額は同4.0%減の5703億円と、いずれも減少した。なお、東日本大震災により家屋損壊などの被害を受けた人を対象に税負担を軽減する雑損控除の適用を受けた人は前年を84.5%下回る3万3千人で、2010年分からの累計は39万1千人となる。

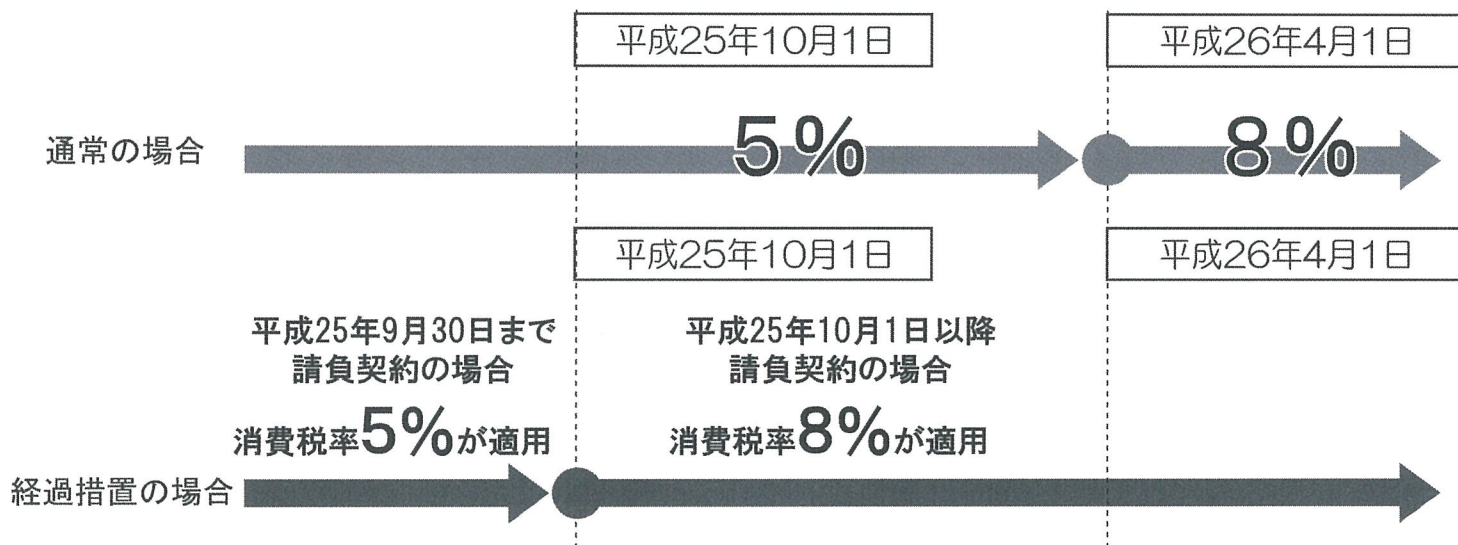
寄附金控除等の適用状況については、寄附金控除(所得控除)505億円と政党等寄附金等特別控除(税額控除)274億円の合計は736億円(重複適用のため一致しない)で、2011年分の1364億円から46.0%減とほぼ半減した。これは、震災関連寄附金が前年分の819億円から72億円へと大きく落ち込んだことが要因となっており、東日本大震災関連寄附金も一段落したようだ。 提供：株式会社タックス・コム

消費税改正の注意点

工事請負契約の『経過措置』

平成26年4月1日
消費税法改正

平成26年4月1日より現在の税率5%から8%へ引き上げが予定されています。しかし納税者への税率引き上げに伴う混乱を調整するための『経過措置』が規定されており、半年前の平成25年9月30日までに締結した工事請負契約であれば現行税率『5%』が適用されます。



＜ 工事請負契約についての経過措置の内容 ＞

消費税率5%になる場合

・契約日

平成25年9月30日までに締結

・完工日

平成26年4月1日以降でも可

※平成25年10月1日以降の工事請負契約でも平成26年3月31日までの完工であれば5%の適用となります。

消費税率8%になる場合

・契約日

平成25年10月1日～平成27年3月31までに締結

・完工日

平成27年10月1日以降でも可

※平成27年4月1日以降の工事請負契約であっても平成27年9月30日までの完工であれば8%の適用となります。

上記のもの以外にも設備リースなどのリース契約についても契約の内容によっては経過措置が適用される場合もありますよ！



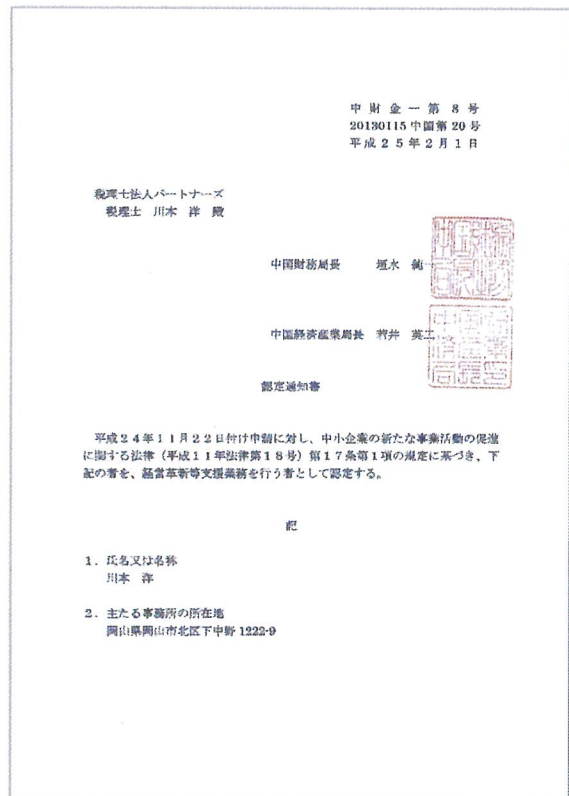
税理士：笠井 紀子

税理士法人パートナーズは 経営革新等支援機関に認定されました。

◆経営革新等支援機関とは？

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。



認定通知書

詳しくは「中小企業庁」のホームページをご確認ください

事務所情報

税理士法人パートナーズ 山陰支社

パートナーズ会員の皆様、いつも大変お世話になっております。税理士法人パートナーズ、山陰支社の川原です。今回の事務所紹介は山陰支社ということで支社のご紹介と、山陰のすばらしさをたっぷりお伝えしたいと思います！

まずは山陰支社の事務所ですが、小さいスペースで大きな希望を旨に日々の業務に邁進しております！米子商工会議所のなかにありますので、交通の便や地域の情報収集など効率良く迅速に対応できる環境です。米子商工会議所にお近づきの際には、お立ち寄りください！

さらに、商工会議所からは米子城跡が見えます！古くから砦として使用されていたそうですが本格的に築城を始めたのは、あの三本の矢で有名な吉川元春の息子、吉川広家であるとされています。

その後、関ヶ原を経て1610年加藤貞泰が城主となるのですが7年後に転封となってしまいます。その転封先が何を隠そうこの度支社を設置しました伊予国であります。私、少なからず運命を感じております。

ちなみにこの米子城、柳生一族の一人の終焉の地としても有名です。その名も柳生宗章(むねあき)、父が無刀取りで有名な柳生石舟斎、弟に後に将軍剣術指南役となった柳生宗矩、甥には講談等で有名な柳生十兵衛と、剣豪サラブレッド間違いなしの人物です。

終焉を迎えるに至った経緯は割愛いたしますが時代が違えど同じ城下にて柳生は刀で私は電卓、日々精進し致しております。まだまだ伝えたいことがたくさんありますが、素晴らしい地域です！



鳥取平野からの大山。見る角度によって表情が違ふ大山は非常に魅力があります。運転中などには思わず凝視してしまいます…。



商工会議所から望む米子城跡。小高い丘から平野を見渡せる、当時には非常に良い立地だったと感じます。

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞かない税務、相続、贈与などの関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費

無料

会報誌の発行

特典

①

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典

②

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なことをご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税制改正・判決事例の提供

特典

③

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社]岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社]鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山支社]愛媛県松山市高井町1150 TEL/FAX 086-968-1660